

## 火災にあわれた方への各種制度について

制度名称	内容	所管課	連絡先	
税に関する制度	火災による固定資産税・都市計画税の減免(市税条例による)	資産税課 (東区、中央区、西区)	家屋第1係 025-226-2273 家屋第2係 025-226-2280	
		資産税第1分室 (北区、江南区、秋葉区)	家屋係 025-382-4048	
		資産税第2分室 (南区、西蒲区)	家屋係 0256-72-8231	
		資産税課 (償却資産 市内全域)	償却資産係 025-226-2277	
	被災住宅用地に対する固定資産税・都市計画税課税標準の特例適用	火災等の災害により住宅が滅失又は損壊した場合、被災年度の翌々年度まで当該敷地を住宅用地とみなし、住宅用地に対する課税標準の特例が適用されます。(駐車場等に用途を変更した場合を除く)詳しくはお問い合わせください。	資産税課 (東区、中央区、西区)	土地係 025-226-2269 025-226-2271
			資産税第1分室 (北区、江南区、秋葉区)	土地係 025-382-4032
資産税第2分室 (南区、西蒲区)			土地係 0256-72-8216	
個人市県民税の減免制度	火災による損害が保険金等の補てん額を差し引いても一定以上ある場合、申請日以降の納期限分の個人市県民税を減免します。	市民税課	中央区・南区 025-226-2245 東区・江南区 025-226-2365 西区・西蒲区 025-226-2370 北区・秋葉区 025-226-2375	
保険料に関する制度	・国民健康保険料の減免制度 ・後期高齢者医療保険料の減免制度	火災により損害を受け、損害の割合が3割を超える場合、保険料を減免できる場合があります。	保険年金課	・国民健康保険料について 025-226-1085 ・後期高齢者医療保険料について 025-226-1081
	国民年金保険料の申請免除	火災による被害金額が財産のおおむね2分の1以上となる損害をうけ保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の全額または一部が免除されます。	保険年金課	025-226-1089
医療徴収金に関する制度	新潟市国民健康保険の医療費一部負担金減免及び徴収猶予制度	国民健康保険の加入世帯で、震災、風水害、火災等の災害により死亡又は障がい者となり、資産に重大な損害を受け、医療費の一部負担金(医療機関へ支払う自己負担額)の支払いが困難になった場合、一部負担金の減免または徴収猶予を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。	保険年金課	025-226-1077
	後期高齢者医療一部負担金の減免制度	火災により住宅等に著しい損害を受け、医療費の一部負担金を支払うことが困難となった場合、一部負担金の減免または徴収猶予を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。	保険年金課	025-226-1081
見舞金制に関する	新潟市小災害見舞金支給制度	住家の滅失(全壊、全焼又は流出をいう。)により10以上の世帯が被災した場合、その被災者に対し見舞金を支給します。	税制課	025-226-1502
救援物資制度に関する	災害救援物資の配分(日本赤十字社)	住家が全焼・半焼した世帯に、毛布や緊急セット等の救援物資を配分します。	各区健康福祉課	北区 025-387-1310 東区 025-250-2380 中央区 025-223-7252 江南区 025-382-4346 秋葉区 0250-25-5665 南区 025-372-6303 西区 025-264-7315 西蒲区 0256-72-8345
保育料に関する	保育料の減免	火災により損害を受けた世帯に属する児童の保育料を減免できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。	各区健康福祉課	北区 025-387-1335 東区 025-250-2330 中央区 025-223-7232 江南区 025-382-4353 秋葉区 0250-25-5683 南区 025-372-6351 西区 025-264-7340 西蒲区 0256-72-8389
関市営住宅に	災害等による市営住宅の一時使用	火災で家屋が全半焼等の被害にあわれた方を、一時的(最大60日)に指定の市営住宅に受け入れます。	住環境政策課	【北区・東区】 市営住宅万代サービスセンター 025-374-5410 【北区・東区以外】 市営住宅白山サービスセンター 025-234-5252